

作物統計調査結果における用語等の解説

1. 耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含みます。

2. 本地

直接農作物の裁判に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいいます。

3. けい畔

耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいいます。いわゆる「畦(あぜ)」のことで、田の場合、たん水設備となります。

4. 田

たん水設備(けい畔など)と、これに所要の用水を供給し得る設備(用水源・用水路)を有する耕地をいいます。

5. 畑

田以外の耕地をいいます。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含みます。

6. 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除くすべてのもので、通常、草本性作物、苗木等を栽培することを常態とするものをいいます。

7. 樹園地

畑のうち、果樹、茶等の木本性作物を1a以上集団的に栽培するものをいいます。なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含みます。

8. 牧草地

畑のうち、牧草の栽培を専用とするものをいう。

9. 作付面積

簡易水稻、麦など播種又は植え付けしてから概ね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物が生育している面積をいいます。

10. 収穫量

収穫・収納（収穫後，保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れること）された一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいいます。

11. 10a 当たり収量

実際に収穫された 10a 当たりの収穫量をいいます（ただし，農家が収穫を放棄した場合は除きます）。